

**東京大学产学協創推進本部  
国際オープンイノベーション機構マネジメント部門 特任専門員  
募集要項**

**職名及び人数：**特任専門員（特定有期雇用教職員又は特定短時間勤務有期雇用教職員）  
若干名

**契約期間：**採用日～2026年3月31日

**更新の有無：**更新する場合があり得る。更新する場合は、1年ごとに行う。  
更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、  
勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。

**試用期間：**採用された日から14日間

**就業場所：**産学協創推進本部 国際オープンイノベーション機構マネジメント部門  
変更の範囲：原則同一部局内

**業務内容：**産学連携を通じた東京大学の学術成果の産業化活動

1. 東京大学と企業の共同研究の組成に関わる、企業との交渉活動、共同研究契約締結に関わる業務。海外企業との交渉、複数企業や機関間の調整を含む。
2. 学術成果の産業化のための新たな産学共同研究の企画及びその提案と運営支援。
3. 学術と産業の橋渡し活動。学術成果を産業価値付け及び産業における課題の学術的解決アプローチの企画、提案活動。
4. その他、産学連携に関する業務全般

変更の範囲：配置換及び兼務を命じることがある。

**就業時間：**標準的な就業日・時間は週5日（月曜日～金曜日）9:00～17:45（12:00～13:00休

休日：憩）。（特定短時間勤務有期雇用職員の場合、勤務日数と勤務時間については応相談）土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は原則休日。

ただし、管理職相当のため始業・終業の時刻、休憩時間、休日等の就業上の規定は適用されない。

**休暇：**年次有給休暇、特別休暇 等

**賃金等：**年俸制を適用し、管理職手当相当額及び業績・成果手当を含め月額45万円～70万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円／月まで）。（特定短時間勤務有期雇用職員の場合、時給制、資格、能力、経験等に応じて決定する）

**加入保険：**法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入。（特定短時間勤務有期雇用職員の場合、法令の定めにより健康保険（文科省共済）、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入）

応募条件：以下の条件に合致あるいは相当すること。

1. 経歴：企業における研究企画、事業企画、事業運営のマネジメント経験。産学連携の経験があれば尚良い。
2. 語学力：海外企業との交渉及び契約書の読解のための英語力
3. 業務への意欲：産学連携による学術成果の産業化と新たな産学連携のあり方への挑戦の意欲がある。
4. 勤務態度：教員及び機構及び関連の職員と協調的に仕事が進められる。

提出書類：1) 東京大学統一履歴書 1部(本学指定様式※)

※本学指定様式は、以下の URL から ダウンロードのうえ作成すること  
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>

2) 職務経歴書 1部(A4 で 2 頁以内)

3) 志望動機 1部(A4 で 2 頁以内)

応募書類は、原則的に返却いたしませんので予めご了承ください。

提出方法：上記書類の電子ファイルを以下の URL にアップロードしてください。

(履歴書の自筆欄は空欄とする)

※2~3 日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせください。

応募締切：2025 年 1 月 31 日(金)必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。

但し、上記締切前であっても、応募状況により募集終了を早める場合がある

選考方法：第一次選考 書類選考

第二次選考 面接選考(複数回の面接を実施する場合がある)

問い合わせ先：東京大学産学連携法務部産学連携推進課総務企画チーム 志賀(しが)

TEL: 03-5841-1479 E-mail: [sangaku-jinji@ducr.u-tokyo.ac.jp](mailto:sangaku-jinji@ducr.u-tokyo.ac.jp)

募集者名称：国立大学法人東京大学

受動喫煙防止：敷地内禁煙(屋外に喫煙所あり)

措置の状況

その他：

- ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。
- ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。
- ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。